

平成 19 年 8 月 20 日

各 位

会社名：トラストパーク株式会社
(コード番号：3235 Q-B o a r d)
代表者名：代表取締役社長 渡邊 靖司
問合せ先：常務取締役 矢羽田 弘
電話番号：092-437-8944

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 8 月 20 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 19 年 9 月 26 日開催予定の第 14 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- ① 公告の方法について、周知性の向上及び経営の合理化を図るため、現行定款第 4 条について所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
- ② 会社法第 165 条第 2 項の規定に従い、機動的な資本政策を遂行するために、自己株式の取得に関する規定第 7 条を新設するものであります。
- ③ 当社株式が、平成 18 年 12 月 12 日をもって福岡証券取引所 Q-B o a r d へ上場したことに伴い、証券保管振替機構の株券保管振替制度において取り扱われておりますので、現行定款第 7 条及び第 9 条について所要の変更を行うものであります。
- ④ インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様になし提供できる旨の規定第 14 条を新設するものであります。
- ⑤ その他当社定款全般にわたり、語句の修正、条数の変更、構成の整理などを行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第5条～第6条 (条文記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める<u>株式取扱規則</u>による。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が発生した場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第5条～第6条 (条文現行どおり)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿、<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める<u>株式取扱規程</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (条文記載省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第10条～第12条 (条文記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第13条～第14条 (条文記載省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第15条～第27条 (条文記載省略)</p> <p>第5章 監 査 役</p> <p>第28条～第32条 (条文記載省略)</p> <p>第33条 (条文記載省略)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (条文現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第13条 (条文現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第15条～第16条 (条文現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条～第29条 (条文現行どおり)</p> <p>第5章 監 査 役</p> <p>第30条～第34条 (条文現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第35条 (条文現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
第 34 条～第 36 条 (条文記載省略) (期末配当金等の除斥期間) 第 37 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 2 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。	第 36 条～第 38 条 (条文現行どおり) (配当金の除斥期間等) 第 39 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 2 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 19 年 9 月 26 日

定款変更の効力発生日

平成 19 年 9 月 26 日

以 上